高額な医療費の窓口負担を軽減できます！

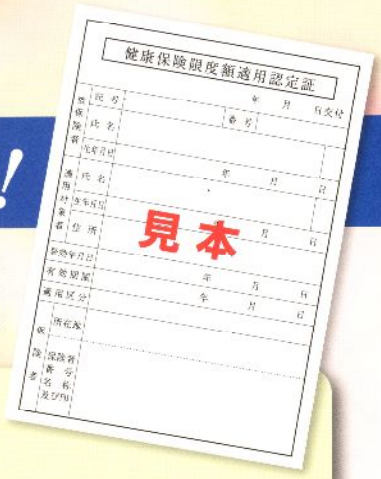

手続きはお済みですか？

限度額適用認定証

従来の入院に加え、
平成24年4月1日から
外来診療でも
利用できます。

●限度額適用認定証とは

医療機関等の窓口へ提示すると、支払額が「自己負担限度額」までとなり、高額な医療費を一時的に立て替える必要がなくなります。

●お申し込みは簡単！ 郵送で可能

「限度額適用認定申請書」を全国健康保険協会（協会けんぽ）都道府県支部に提出してください。
お手元の被保険者証で支部名をご確認いただけます。
受診のときは必ず被保険者証を提示しましょう。

●詳しくはご加入の協会けんぽ都道府県支部へお問い合わせください。

※70歳以上で所得区分が一般、現役並み所得の方は「高齢受給者証」を提示してください。
※所得区分が低所得の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。

ホームページ http://www.kyoukaikenpo.or.jp/ 申請書のダウンロードもできます。

全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2階　TEL.082-568-1011
※協会けんぽ以外の保険者（健康保険組合等）に加入の方は、それぞれの加入先へお問い合わせください。